# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
23	ひとり親家庭等医療費助成事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、ひとり親家庭等医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

本評価書では以下の略称を用いています。

「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

特記事項

「番号法第19条第8号に基づく主務省令」···行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)

## 評価実施機関名

長岡市長

#### 公表日

令和7年6月30日

### I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成事務					
②事務の概要	長岡市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づき、受給者証の交付申請等、各種届出の受理を 行う。					
③システムの名称	1 ひとり親医療(県単)システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)					
2. 特定個人情報ファイル・	<b>2</b>					
1 ひとり親家庭等医療費助成 2 ひとり親家庭等医療費助成						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法別表56の項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項					
5. 評価実施機関における	<mark>担当部署</mark>					
①部署	福祉保健部 福祉課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	福祉保健部 福祉課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2319					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か			17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>砤機関については、それぞれ</b>	1重点項目評価書)	又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入り	手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0 ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[	]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。また、ひとり親家庭等医療費助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監	查 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている			
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	1	]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	実施している。また、副本登録 個人情報は、担当業務に必要	候等に使用する統領 その範囲で制限して の対策を講じてい	な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定でおり、担当していない業務に関する特定個人情報を組ることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情分である」と考えられる。			

#### 変更箇所

変更問題	·灯 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及文口	祝日	发文HI WHU M	<b>发</b> 定该00 配載	TETTING 301	近田内利に無る配列
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署		新様式への変更に伴う所属長の役職名の記載	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和2年2月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	「条例」・・・・・・長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」・・・・・長岡市個人番号の利用等に 関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「法令上の根拠」・・・・・・条例別表第1第4の 項	「法令上の根拠」・・・・・番号法別表第一の 37の項 ・主務省令①第29条	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「②法令上の根拠」・・・・・番号法第19条第8 号	「②法令上の根拠」・・・・・・番号法第19条第8 号及び9号	事前	重要な変更に当たらない項目
令和6年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	「法令上の根拠」・・・・・番号法別表第一の 37の項 ・主務省令①第29条	「法令上の根拠」・・・・・番号法別表第一の 37の項 ・主務省令①第29条・長岡市個人番号利用等 に関する条例	事前	重要な変更に当たらない項目
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」・・・・・ 「政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」・・・ 「で政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号) 「主務省令②」・・ 「政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号) 「条例」・・・・・ 長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の37の項・主務省令①第29条 長岡市個人番号の利用等に関する条例	番号法別表56の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び9号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表59の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か</li></ul>		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に保る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。また、ひとり親家庭等医療費助成事務では、上記のほの下手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠		総合行政システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当表別に必要の範囲で制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目